

令和5年度 川崎駅周辺回遊性向上推進業務委託仕様書

(適用範囲)

- 1 本仕様書は、川崎市（以下「甲」という。）が受託者（以下「乙」という。）に委託する「令和5年度 川崎駅周辺回遊性向上推進業務委託」（以下「本業務」という。）に適用する。
本業務は、川崎市契約条例、同規則、委託契約書及び、本仕様書に基づいて実施するものとする。

(業務目的)

- 2 川崎駅周辺地区では、羽田空港や東京、横浜へのアクセスの良さを活かした、広域的な集客機能を備えたまちづくりを段階的かつ戦略的に進めている。
平成28年3月には、羽田空港の国際化や臨海部における先端産業・研究開発の集積といったポテンシャルの向上等、川崎駅周辺を取り巻く状況の変化を踏まえ、新たな課題等に対応したまちづくりを推進するため、「川崎駅周辺総合整備計画」を改定し、「魅力と活力ある広域拠点の形成」や「個性的でにぎわいのあるまちづくり」等6つの基本方針に沿ったまちづくりを行っている。
国土交通省では、コンパクトシティをより進化させた取組のひとつとして「居心地が良く、歩きたくなる」まちなか～ウォーカブルなまちなかの形成～を推進しており、川崎市はこのまちづくりの方向性に賛同する自治体「ウォーカブル推進都市」となっている。
川崎駅周辺では、「居心地が良く歩きたくなるまちなか」創出に向けて、まちなかの既存ストックの可変的・柔軟な利活用を進めており、既に多様な主体が様々な取組を進めている。
「居心地が良く歩きたくなる」まちなかづくりにおいては、面的な賑わい創出に向けた、官民連携した取組が求められており、駅周辺の多様な主体との連携が重要となっている。
また、川崎市は、令和6(2024)年に市制100周年を迎えることから、これを契機とした、駅周辺の更なる賑わい創出に向けた新たな取組を推進する。

本委託業務は、「居心地が良く歩きたくなるまちなか」創出に向けて、多様な主体と連携しながら、川崎駅周辺における回遊性向上と、面的な賑わい創出を目的とし、段階的な取組に向けた検討を行うものである。

(業務内容)

3 本業務の内容は、次のとおりとする。

(1) 川崎駅周辺の地域資源を活用した社会実験の実施

① 社会実験の具体的実施内容に関する企画

- ・実施期間は、業務委託期間（契約締結日から令和6年3月15日まで）のうち、11月を中心とした1ヶ月程度とすること。なお、社会実験は毎日継続して行うもののほか、曜日を限定して実施することも可能とする。
- ・社会実験の認知度を高め、実施効果を最大限発揮するため、事前に広報に資する取組を開始すること
- ・様々な層を対象としたコンテンツ（アート、スポーツ、音楽など）を複数の場所（3箇所以上）で実施し、回遊性の向上や面的な賑わいの創出などに資する企画とすること
- ・日中から夜間にかけて幅広く可能性を検証できるものにする
- ・川崎駅周辺の多様なステークホルダーや地域団体、地域人材との連携、川崎駅周辺で行われる地域イベントと連携したコンテンツの実施等、本市や駅周辺の魅力を発信するものにする
- ・市制100周年や全国都市緑化かわさきフェアなど、本市事業や関連する取組との連携を図ること
- ・新型コロナウイルス感染症対策など、社会情勢を踏まえた実施内容にすること

② 関係者との調整

③ 参加者の募集方法の企画及び広報の実施

④ 社会実験の準備（必要な資材の調達を含む）

⑤ 社会実験の実施

⑥ 効果検証

⑦ 社会実験の結果を踏まえた、令和6年度以降に向けた課題と方向性提案

(2) 報告書作成

本事業の実施内容を報告書としてとりまとめる。また、報告書の内容に疑義や不足等がある場合、甲は乙に修正等適切な対応を求めることができる

(実施計画書)

4 乙は、契約締結後速やかに甲と十分な打合わせを行い、業務着手届、業務実施計画書（業務概要、工程表、組織表など）を提出し、甲に承認を得なければならない。また、業務実施計画書の内容に変更が生じる場合、乙は、変更内容について甲と協議を行い、甲に承認を得なければならない。

(契約期間)

5 契約締結日から令和6年3月15日までとする。

(各種法令等に関する手続き)

6 本業務の遂行上、必要となる各種法令等に関する手続きは、乙が行うものとする。

(貸与資料)

7 甲は、本業務の実施にあたり、必要に応じて乙に関係資料を貸与するものとする。乙は貸与された資料を、甲の許可なく他の目的に使用したり、第三者に譲渡したりしてはならない。また、貸与された資料は、業務終了後、速やかに返却するものとする。

(報告の義務)

8 本業務の遂行中、適宜、乙より進捗状況を報告するものとする。

(損害及び危害)

9 乙は、本業務の遂行に際し、他に損害及び危害をおよぼさないようにし、損害を与えたときは、乙の責任において処理すること。また、近隣住民などから苦情等があった場合は、乙において丁寧に対応するものとし、その結果を甲に報告すること。

(疑義)

10 本業務を遂行するにあたり、疑義が生じた場合は速やかに甲とその内容について協議するものとする。

(秘密の保持)

11 乙は、本業務遂行中に知り得た情報を甲の許可なしに、他の目的に利用してはならない。

(成果品の帰属)

12 本業務で得られた成果品は全て甲の所有とし、甲の許可なしに他の公表、貸与、使用をしてはならない。甲は、成果物等のすべてについて、業務に必要な範囲で改変し、または二次利用する権利を有するものとする。

(成果品)

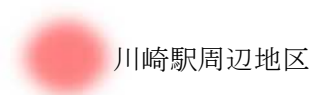
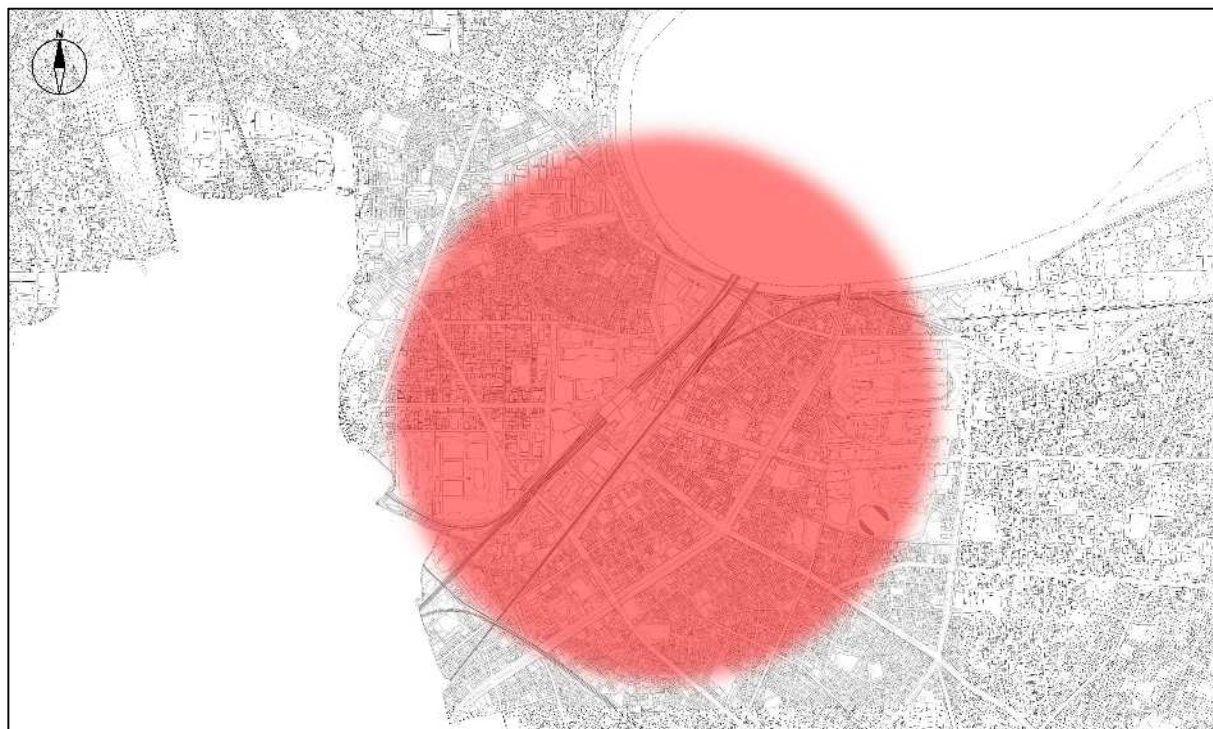
13 成果品は、次のとおりとする。

- | | |
|--------------------------------|-----|
| (1) 報告書 (概要書含む) | 1 部 |
| ・ 業務の実施状況が分かる写真 | |
| ・ 本業務遂行時において作成した成果物 (計画書や広報物等) | |
| ・ 効果検証結果 | |
| ・ 社会実験の結果を踏まえた、課題と方向性提案 | |
| ・ その他本市が必要と認めるもの | |
| (2) 報告書の電子データ (CD-R) | 1 式 |

(その他)

- 14 新型コロナウイルス感染拡大等の社会情勢の変化等やむを得ない理由により、社会実験の内容等に変更が生じる場合や、社会実験が中止となる場合には、本件委託に係る事業の内容や契約金額等について甲と乙で協議を行い、変更契約等の手続を行うものとする。

令和5年度 川崎駅周辺回遊性向上推進業務委託履行場所



川崎駅周辺地区

※ただし、企画内容に応じて必要と認められる場合は、協議の上会場の一部を川崎駅周辺地区外とすることができるものとする。